

令和2年7月14日

スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づく具体的な対応基準～新しい生活様式に対応したスカウト活動～Ver.2

一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟
県連盟コミッショナー 小林透
進歩・国際担当副コミッショナー 澤田浩久

新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言は解除されましたが、長期的な対応が見込まれる状況にあります。

日本連盟では、「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2020.7.10 ver02）」をまとめ、各県連盟において「活動の基準（方針）」を定め、各地域の感染状況等に応じて隊（団）が活動できるように求めております。

日本連盟のガイドラインにおいて引用している『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16 Ver.2）』に基づく区分では静岡県は「レベル1」に該当します。また、県が定める6段階の警戒レベル（ふじのくにシステム）では「警戒レベル3（県内注意、県外注意）」となっており、新しい生活様式の徹底が引き続き要請されています。

そこで「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づく具体的な対応基準～新しい生活様式に対応したスカウト活動～Ver.2」として、現在の状況下での静岡県連盟としてのスカウト活動の基準を定めました。

各地区、団におかれては本基準に基づき、感染に細心の注意を払いつつも活動を再開していただき、自粛により停滞してしまったスカウト活動を少しでも前へ進めていただきますようお願いします。

《基本的な考え方》

1. 新型コロナウイルス感染症に対する考え方

- ①感染リスクはゼロにならないということを前提として、感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減させながら活動を行う。
- ②「3つの密」を避ける、基本的な感染対策を行う「新しい生活様式」に対応する。
- ③スカウト・指導者の家庭と連携する。
- ④感染者や濃厚接触者への差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などを防止する。

2. 本基準の取り扱い

令和2年7月10日現在の静岡県の感染状況並びに政府及び自治体から出されている情報をもとに作成したものであり、感染状況の変化や新型コロナウイルスに関する新たな知見が出された場合には、内容の見直しがあり得ることをご承知ください。

《活動の計画、準備段階における具体的な対応》

- 新型コロナウイルスに関して、各自治体から出されている最新情報を入手し、行動の制限等が呼びかけられている場合はその指示に従う。
 - 県境を跨ぐ移動の自粛が呼びかけられている地域での活動は行わない。
 - 利用予定の施設の使用制限、感染対策に関する情報を確認する。
 - 新型コロナウイルス感染拡大予防の観点を入れた、安全対策計画書を作成する。
 - スカウト活動において感染拡大又は拡大が疑われる事例が発生した場合の連絡体制を構築、確認しておく。(隊、団内での周知と、団から地区への連絡)
- 活動場所については、換気のよい、密集をさけた空間を選ぶなどの工夫を行う。**
- 手洗い用の石鹼、手指消毒液を用意する。
 - 団本部等、団で管理している場所で活動する場合、よく触れる場所の消毒を実施する。
 - 感染拡大予防のための対応について保護者に十分な説明をし、活動実施に対する理解を求めるとともに、不安がある場合には参加を強制せず、保護者やスカウトの意向を尊重する。
 - 感染者や濃厚接触者等への差別・偏見・いじめ・誹謗中傷を引き起こさないよう、「ちかい」と「おきて」、セーフフロムホームに基づき、「心の教育」を行うことにも留意をする。
 - スカウトに対し、活動参加前の検温を実施させるとともに、日頃からの検温、誰とどこで会ったか記録しておくことを習慣化させる。
 - スカウトにマスク、ハンカチ、ポケットティッシュ、飲み物を必ず持参させる。

《活動時の各場面における具体的な対応》

【集合時の対応】

- 参加スカウト、付き添い者（保護者等）の体調を確認する。

【セレモニーでの対応】

- 室内の場合や、屋外でも十分な距離（2m）が確保できない場合は、マスクを着用したまま実施する。**
- スカウト同士、スカウトと指導者の間はできれば2m、最低でも1mの間隔をあけた集合体形とする。
 - BVS隊、CS隊では他者と密接、密集する収集方法を行わない。長いロープを使い、間隔をあけてスカウトに持たせて大きな円を作るなど工夫をする。
 - 十分な距離（2m）が確保できない場合は、ソングは歌わない。

【ゲームでの対応】

- 他者と密接、密集するゲームや、大声を発するゲームを行わない。
- 十分な距離（2m）が確保できない場合は、祝声は行わず、拍手等で代替する。

【活動場所が屋外の場合の対応】

- 体を動かす活動の場合、十分な距離（2m）を確保できるのであればマスクを外してよい。

【活動場所が屋内の場合の対応】

- 屋外から屋内に入る際には手洗い、消毒をさせる。

- 30分に1回以上換気を行う。

【その他活動中の対応】

- グループでの作業時など、スカウトが密接した状況にならないよう、座る場所や椅子の間隔を空けさせる等の対応をする。
- 頻繁に触る場所についてはこまめに消毒を行う。

【活動に伴う移動時の対応】

- 原則として徒歩、自転車等による移動とする。
- 公共交通機関を利用する際は、混雑する時間帯の回避、分散して乗車するなど密接、密集することを避ける対策をとる。また、車内での会話を避ける。

【休憩時の対応】

- 休憩前に手洗い、消毒をさせる。
- 熱中症予防のため、十分な距離（2m）を空けマスクを外して水分補給をさせる。
- やむを得ず隊で飲み物を提供する場合は、紙コップ等を使い、回し飲みにならないようにする。
- 長い休憩（30分以上）の場合は、休憩後活動再開時にも手洗い、消毒をさせる。

【食事時の対応】

- 食事前に手洗い、消毒をさせる。
- 正面で向かい合うことが無いように、間隔を空けて座るようにさせる。
- 食事中の会話は極力避け、会話は食事が終わってからにさせる。

【調理（野外炊事）時の対応】

新型コロナウィルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年5月1日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウィルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。

なお、食品や食事の配膳等を行う場合は、不特定多数の人と接する可能性があるため、接触感染に注意する必要があります。食器についても同様で、清潔な取扱を含め十分お気をつけ下さい。

コロナウィルスは熱（70度以上で一定時間）及びアルコール（60%以上（※）、市販の手指消毒用アルコールはこれにあたります）に弱いことがわかっています。製造、流通、調理、販売、配膳等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されれば心配する必要はありません。WHOからの一般的な注意として「生あるいは加熱不十分な動物の肉・肉製品の消費を避けること、それらの取り扱い・調理の際には注意すること」とされています。

（厚生労働省ホームページ 新型コロナウィルスに関するQ&A）

- 調理の前には手洗い、消毒をさせる。また、調理の途中であってもこまめに手洗い、消毒をさせる、又は使い捨てビニール手袋の活用をする。
- 食器は各自で持参したものを使い、使いまわしはしない。
- 調理の前に炊事道具の洗浄、消毒を行う。
- 食品は必ず加熱調理する。（野菜も温野菜にする等、極力生のまま食べない。加熱調理をすることは食中毒予防の観点から重要である。）
- 火を扱う場合には高温になることから、食品や調理場所からの距離を確保した上で、火を扱う者はマスクを外してもよい。
- 各自の食器に配膳してからマスクを外して食事をする。（コップヘルや鍋をつつきながら食事はしない。）

- 食器、炊事道具は毎食後洗浄し、乾燥したのちに速やかに収納させる。(長時間放置による飛沫等付着を防ぐ。)

【宿泊時の対応】

静岡県内においては感染が限定的な状況であること、県内の青少年教育施設において宿泊利用の再開が始まっていることを鑑み、各隊で感染予防措置を十分に講じることができること、各施設での感染要望対策がきちんとなされていることを条件に、以下の対応をとったうえで宿泊を伴う活動を実施可能とします。

- 舍営の場合は個室を原則とするが、感染予防に関し施設が定めた利用制限やガイドラインがある場合はその指示に従う。

- 野営の場合は、個人テントとする。(テント1張に1人。リソルーやビバークなど密にならない状態や、ブルーシートを活用した屋根の下に寝るなど風通しの良い状態での野営もこれに準ずるものとして可とする。)

- 参加者(指導者を含む)の活動前の2週間の体調、体温のチェックを行う。

- 就寝前には入浴、シャワー等で体を清潔にさせる。

- 毎日、朝と就寝前に検温を行う。

- 活動実施後、2週間程度を目安とし、参加者(同居の家族等も含む)、訪問者の健康状態の経過観察を行う。

【BS隊、VS隊、RS隊におけるスカウトのみでの活動時の対応】

- 団本部等、団で管理している場所で活動する場合、よく触れる場所の消毒を実施する。

- 参加前の検温、参加時の体調確認とマスク着用を徹底する。

- 会議や作業時に密接した状況にならないよう、間隔をあけて着席させる。

- 会議や集会は必要最小限の短時間で行い、場合によっては保護者の了解のもとオンライン会議を活用するなどの工夫をする。

- 班長、議長、活動チームチーフ等のジュニアリーダーにこれらの対策を周知し、確実に実行させる。

《参考資料》

厚生労働省

- ・『新しい生活様式の実践例』
- ・『「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント』
- ・『令和2年度の熱中症予防行動の留意点について』
- ・ホームページ『新型コロナウィルス感染症に関するQ&A』

文部科学省

- ・『学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)』
- ・『学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)別添資料』

静岡県

- ・ホームページ『新型コロナウィルス感染症(COVID-19)関連情報』

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

- ・『新型コロナウイルス感染への対応について (第10報)～夏季の活動に向けて～』
- ・『スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
2020.7.10Ver02』
- ・『新コロナウイルス感染に伴う活動判断のための検討基準 (2020.5.24現在)』

《更新履歴》

令和2年6月14日

令和2年7月14日 Ver.02

- ・日本連盟ガイドライン改定にあわせて、赤字下線部を加筆修正。
- ・参考資料を最新版に修正。